

女性活躍推進法に基づく佐倉市、四街道市、酒々井町
葬祭組合特定事業主行動計画（第1次）

平成28年4月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合

目 次

はじめに	2
本計画の位置づけ	3
計画の期間	3
女性職員の活躍推進に向けた数値目標	3
女性職員の活躍推進に向けた目標を達成するための取組	4

はじめに

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境整備を進めるため、「次世代育成支援対策推進法（次世代法）」が平成15年に成立し、地方公共団体等は「特定事業主」として、自らの職員の子どもたちの健やかな出生と育成を支援するための「特定事業主行動計画」を、策定・推進することとされています。

組合では、平成17年に佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合特定事業主行動計画を策定し、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう次世代育成支援対策を推進してきました。

このたび、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつこれらの変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的として「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が平成28年4月1日に施行されることとなりました。

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合におきましても、この法律で定める特定事業主として、ここに本計画を策定し、女性、男性問わず、誰もが持てる力を発揮できる組織体制の構築を強力に推進し、職員一人ひとりの行動と密接に関わり、すべての職員があたりまえに輝ける職場となるよう取り組んでいきます。

平成28年4月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合管理者

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会議長

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合監査委員

本計画の位置づけ

「女性活躍推進法に基づく佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合特定事業主行動計画」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条に基づき、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合管理者、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会議長、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合監査委員が策定する特定事業主行動計画です。

計画の期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とします。

本計画の終了時期に合わせて見直しを行い、次期計画を策定することとします。

女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

本計画の策定にあたり、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合における女性活躍の状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。その結果、事業主として、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合における女性活躍を推進するため、次の目標を設定することにしました。

計画終了時点（平成33年3月31日）までに、女性の採用試験の受験者数を、平成26年度実績（0%）より10%引き上げ、受験者総数に占める女性割合を10%以上とします。

女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組

1. 女性志望者の拡大につながる採用・広報活動を実施

ホームページ等に、仕事と子育てに励む女性職員の声や子育て支援制度の紹介などを掲載する等、情報を発信します。

2. 時間外勤務の縮減

長時間労働を前提とした職場運営が女性職員活躍の障壁になることや、男性職員にとっても、育児や家事等の家庭生活への参画を阻害する要因になることから、時間外勤務縮減に取り組みます。具体的には、月の時間外勤務の上限を設定します。また、毎週水曜日をノー残業デーとして終業後30分以内の退庁を促します。

3. 休暇取得の促進

職員1人当たりの年次休暇の平均取得日数を10日以上とし、友引日や夏季休暇等と合わせた連続休暇等の取得の促進を行うなどして、職員の心身のリフレッシュに努めます。

管理職員は、職員の年次休暇取得状況を把握しながら休暇の取得奨励に努めます。

4. 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

育児休業制度の周知を一層図るとともに、育児休業に対する職員の理解を深め、安心して育児休業が取得できるようにします。

人員配置や職場の繁忙期への不安を解消できるよう、臨時職員との活用による代替要員の確保に努めます。

育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰を促すために、職場の状況等を積極的に提供します。

育児休業中の職員に対し、職場環境の変化や自らが担当する業務に対して不安を抱くことなく円滑に職場復帰できる環境づくりに努めます。